第 2706 号 $\frac{RE \stackrel{\longleftarrow}{ADAS}}{U-\vec{y}_{7} \times 297}$

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2005年)平成17年 1月 24日 月曜日

発行所

(2-2)

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 平成17年度税制改正大綱

Q:さきごろ、財務省から平成17年度の税制改正の大綱が出たそうですが、どんな内容になっていますか?

A:次のような内容になっています。 【解説】

① 個人所得課税

定率減税は次のように引き下げる。

(現行)

(改正案)

所得税額の20%相当額 10%相当額

(25万円を限度)

(12.5万円を限度)

※ 平成18年分の所得税に適用

② 金融·証券税制

一定の要件の下で、タンス株を実際の取得 日及び取得価額で受け入れることができる こととする。

- ③ NPO法人への支援
 - ・ 認定NPO法人の要件を緩和する。
 - ・ 寄付金控除の控除対象限度額を総所得金 額の30%相当額(現行25%)に引上げる。
- ④ 組合リース事業にかかる租税回避防止 不動産所得を生ずべき事業を行う民法組合 等の個人組合員の民法組合にかかる不動産 所得の損失は、なかったものとみなす。
- ⑤ 法人の組合損失の損金算入規制 民法組合等の法人組合員の組合損失につい ては、損金算入に限度を設けるものとする。
- ⑥ その他

国民年金保険料にかかる保険料控除は、保 険料を支払った旨の書類を確定申告又は年 末調整時に添付することとする。







